

名古屋市マンション再生検討支援事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、マンションの再生に向けた検討を行う管理組合に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、円滑な合意形成による再生を促進し、良好な居住環境の形成を図り、もって市民生活の安定及び向上並びに市街地環境の向上に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 補助事業管理組合 補助事業を行う管理組合をいう。
- (3) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (4) 区分所有者等 適正化法第2条第2号に規定するマンションの区分所有者等をいう。
- (5) 管理組合 適正化法第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (6) 管理者等 適正化法第2条第4号に規定する管理者等をいう。
- (7) 決議 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第18条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する決議をいう。
- (8) 規約 区分所有法第30条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する規約をいう。
- (9) 専有部分 区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。
- (10) 修繕 劣化した建築物全体又はその部分の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (11) 改修 修繕した上で建物全体又はその部分の性能及び機能を向上させることをいう。
- (12) 建替え マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「円滑化法」という。）第2条第1項第2号に規定する建替えをいう。
- (13) 敷地売却 円滑化法第2条第1項第8号に規定する敷地売却をいう。
- (14) 敷地分割 円滑化法第2条第1項第11号の規定による敷地分割をいう。
- (15) 再生 改修、建替え、敷地売却又は敷地分割をいう。

(補助事業に要する費用の一部を補助)

第3条 市長は、補助事業管理組合に対し、当該年度における予算の範囲内において、補助事業に要する費用の一部を補助することができる。

2 前項の規定による補助は、一の補助事業管理組合につき5回を限度とし、各年度1回まで交付を受けることができる。

(補助事業管理組合)

第4条 補助事業管理組合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（令和4年名古屋市条例第20条）第11条又は名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例に基づく届出、調査等に関する事務取扱要綱第5条の規定による届出が行われているマンションの管理組合であること
- (2) 築後30年以上を経過しているマンションの管理組合であること
- (3) 住宅用途に供する専有部分の床面積の合計が建物全体の専有部分の床面積の合計の2分の1以上占めているマンションの管理組合であること
- (4) 補助事業の実施及び補助金の交付の申請について決議又はこれに準ずる措置がなされていること
- (5) 区分所有法第62条第1項に規定する建替え決議、円滑化法第108条第1項に規定する敷地売却決議、同法第115条の4第1項に規定する敷地分割決議、区分所有者等の全員の同意による建替え若しくは売却を目的とした決議、改修を目的とした決議、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）第9条第1項に規定する建物敷地売却決議、同法第10条第1項に規定する建物取壊し敷地売却決議、同法第11条第1項に規定する取壊し決議又はこれに準ずる措置がなされていないこと
- (6) 管理組合の管理者等（以下「申請者」という。）が名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、かつ、同条第1号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しない者であること

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める補助事業に係る経費のうち、別表に掲げるものとする。

- (1) 現状調査に要する経費
- (2) 区分所有者等の意向調査等に要する経費
- (3) 改修の手法検討に要する経費
- (4) 建替えの手法検討に要する経費
- (5) 敷地売却の手法検討に要する経費
- (6) 敷地分割の手法検討に要する経費
- (7) 再生の比較検討に要する経費
- (8) 事業協力者の導入の可能性の検討に要する経費
- (9) 管理組合における再生検討組織の運営支援に要する経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、当該年度において、前条各号に定める経費（消費税及び地方消費税額は仕入れ税額控除の対象となる場合はこれを含まない。）の合計額の2分の1に相当する額（千円未満切り捨て）又は30万円のうち、いずれか低い額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする申請者は、補助事業の実施に関する契約を締結する前で、かつ、補助事業を実施する日の属する年度の1月末までに、マンション再生検討支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、交付

決定を受けなければならない。

- (1) 建物の配置図、平面図、立面図、断面図（ただし、既存図面がない場合は省略することができる。）
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) 申請者が管理者等であることを証する書類
- (4) 規約の写し
- (5) 補助事業の実施及び補助金の交付申請を決議した議事録の写し（区分所有法第18条第2項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）の規定により規約で別段の定めをした場合にあつては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該補助金の交付申請をすることを証する書類）
- (6) 補助事業概要書（様式第2号）
- (7) 補助対象経費内訳書（様式第3号）
- (8) 補助事業の実施に係る見積書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者にマンション再生検討支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、補助金の不交付を決定し、その旨を申請者にマンション再生検討支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助事業の変更）

第9条 申請者は、交付決定を受けた後に申請した内容を変更（軽微な変更の場合は除く。）しようとする場合は、補助事業の実施に関する変更の契約をする前に、マンション再生検討支援事業補助金交付決定変更申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して変更承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の補助事業概要書（様式第2号）
- (2) 変更後の補助対象経費内訳書（様式第3号）
- (3) 変更後の補助事業の実施に係る見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する軽微な変更は補助対象経費の配分を変更するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付の変更を承認した場合は、マンション再生検討支援事業補助金交付決定変更承認通知書（様式第7号）をもって申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項に規定する審査の結果、変更後の補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、その旨を申請者にマンション再生検討支援事業補助金交付決定変更不承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 申請者は、交付申請の取下げをしようとするときは、補助金の交付の決定があつ

た日の属する年度の2月末日までに、理由を付して、マンション再生検討支援事業補助金交付申請取届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日に属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、マンション再生検討支援事業補助金完了実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）報告書等の成果品
- （2）補助事業概要書（様式第2号）
- （3）補助対象経費内訳書（様式第3号）
- （4）補助対象経費の支払いを確認できる書類
- （5）補助事業の実施に係る業務委託契約書の写し
- （6）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の完了実績報告書を受領した場合は、報告内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、マンション再生検討支援事業補助金額確定通知書（様式第11号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求及び交付）

第13条 前条に規定する通知を受けた申請者は、マンション再生検討支援事業補助金請求書（様式第12号）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の請求書に基づき、当該請求に係る補助金を申請者に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- （1）虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けた場合
- （2）補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合
- （3）補助金を交付の目的以外に使用した場合
- （4）第4条第6号に規定する者に該当しないこととなったとき又は第7条に規定する補助金の交付申請を行った当時に第4条第6号に規定する者に該当していなかったことが判明した場合
- （5）その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

（書類の保管等）

第15条 補助事業管理組合は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整理しておかなければならない。

2 前項に掲げる書類及び帳簿等は、補助事業の完了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。